

別表第1（第4条関係）

補助対象資格	補助対象試験又は研修名	補助対象経費	補助率
介護支援専門員	介護支援専門員実務研修受講試験	旅費 (船賃・航空賃・宿泊費) 受験料 受講料 (テキスト料含む)	8/10
介護支援専門員	介護支援専門員実務研修		
介護支援専門員	介護支援専門員実務未経験者向け更新研修又は再研修		
介護支援専門員	介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ及び課程Ⅱ）		
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員研修及び更新研修		
社会福祉士	社会福祉士国家試験		
介護福祉士	介護福祉士国家試験		
介護福祉士実習指導者講習修了	介護福祉士実習指導者講習		
介護職員初任者研修課程修了	介護職員初任者研修		
介護福祉士実務者研修修了	介護福祉士実務者研修（介護職員実務者研修）		
認知症介護基礎研修課程修了	認知症介護基礎研修		
認知症介護実践者研修修了	認知症介護実践者研修		
認知症介護実践リーダー研修修了者	認知症介護実践リーダー研修		

※ 補助金の額は、補助対象経費の8/10とし、20万円を上限とする。

※ 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

【旅費の取扱い】

- 1 受験又は受講地が県内の場合は、与論⇔鹿児島間に係る費用を限度とし、離島割引料金を適用する。
- 2 受験又は受講地が県外の場合は、与論⇔沖縄（那覇）間に係る費用を限度とし、往復割引料金を適用する。
- 3 受験又は研修が町内で開催される場合は、旅費は補助の対象としない。
- 4 事業所等から同様の補助を受けることができる場合は、補助の対象としない。

【注記】

本表に掲げる資格、試験又は研修のほか、介護保険法その他の関係法令に基づき新たに創設又は再編された資格又は研修であって、町長が特に必要と認めるものについては、本表に掲げるものと同様に補助の対象とすることができる。